

# 「令和4年7月15日からの大雨に係る災害義援金」 (宮城県)の募集について

社会福祉法人 香川県共同募金会

令和4年7月15日からの大雨により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じていることから、宮城県の大崎市及び松島町に災害救助法が適用されました。

宮城県共同募金会では、この災害で被災を受けられた方々を支援することを目的に、義援金の募集を実施することとなりました。

つきましては、本会におきましても中央共同募金会の協力依頼を受け、別添のとおり義援金の募集を行いますので、県民の皆さまのあたたかいご支援・ご協力をお願いします。

記

## 1 義援金の名称

「令和4年7月15日からの大雨に係る災害義援金」(宮城県)

## 2 義援金の受付方法

[宮城県共同募金会へ直接送金する場合]

### (1) 義援金受付期間

令和4年8月8日(月)から令和4年10月31日(月)まで

### (2) 義援金の受入先等

別添「令和4年7月15日からの大雨に係る災害義援金」募集要綱(第1版)をご参照ください。

[香川県共同募金会で受付する場合]

### (1) 義援金受付期間

令和4年8月9日(火)から令和4年10月31日(月)まで

### (2) 義援金の取扱い場所

- ア 香川県共同募金会
- イ 市町社会福祉協議会内の市町共同募金委員会
- ウ 百十四銀行本・支店
- エ 香川銀行本・支店

## 3 義援金の振込方法

百十四銀行及び香川銀行窓口備付けの「災害義援金専用振込用紙」をご利用いただき、寄付名称欄に「令和4年7月15日からの大雨に係る災害義援金」と記入しますと、受付期間内は送金手数料が無料扱いとなります。

## 4 義援金の取扱い

寄せられた義援金は、香川県共同募金会から宮城県共同募金会に送金します。

## 5 義援金の税制上の優遇措置

この義援金は、次の税制上の優遇措置の適用対象となります。

- ・所得税法第78条第2項第1号及び法人税法第37条第3項第1号に規定する「国又は地方公共団体に対する寄附金」に該当
- ・地方税法第37条の2第1項第1号及び同法第314条の7第1項第1号に規定する「都道府県、市町村または特別区に対する寄附金」に該当

税制上の優遇措置を希望される場合は、次の手続きのとおりです。

[宮城県共同募金会へ直接送金する場合]

金融機関での振込金受領書に「令和4年7月15日からの大雨に係る災害義援金」募集要綱を添えて、確定申告書類に添付してください。

[香川県共同募金会で受付する場合]

宮城県共同募金会発行の領収書が必要ですので、申し出ていただければ後日送付します。

## 6 被災県共同募金会の問い合わせ先

社会福祉法人 宮城県共同募金会 Tel.022-292-5001

## 7 参 考

「令和4年7月15日からの大雨に係る災害義援金」募集要綱（第1版）を添付